

第五十満三歳以上保育満三歳以上保育認定子ども	
七条第認定子ども（令	
二項第第四条第二項に	
一号	規定する満三歳
	以上保育認定子
	どもをいう。以
	下同じ。）

（国家戦略特別区域法第二十四条の三の規定により読み替えて適用する特定非営利活動促進法第十條第二項の内閣府令で定める方法）

第二条 法第二十四条の三の規定により読み替えて適用する特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十條第二項の内閣府令で定める方法は、インターネットの利用又は公報への掲載とする。

附 則

この府令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。

附 則（平成二十九年九月二二日内閣府令第四四号）

この府令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月二十二日）から施行する。

附 則（令和二年八月三二日内閣府令第五八号）

この府令は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。